

# 地産地消で 佐渡を元氣にしよう!



佐渡市地産地消推進計画

平成 22 年 3 月  
新潟県佐渡市

# **地産地消で 佐渡を元氣にしよう!**

佐渡市地産地消推進計画

平成 22 年 3 月

## 目 次

1 趣旨	1
2 計画の位置	2
3 計画期間	2
4 農林水産物の流通等の現状及び消費者意識の実態	2
5 佐渡市の目指すべき方向	6
6 地産地消の実現と発展的農林水産振興	8
(1) 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興	8
(2) 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進	8
(3) 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進	9
(4) 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進	9
(5) 6次産業による地場産業の推進（農商工連携）	10
(6) 食育の推進と伝統料理の継承	10
7 地産地消推進のための施策体系	11
8 具体的取組み一覧表	12
9 計画の推進にあたって	16
地産地消推進会議決議文	18
(付録)	
○ 佐渡市地産地消推進条例	19
○ 佐渡市地産地消推進会議設置要綱	22
○ 佐渡市地産地消推進会議委員名簿・「佐渡市地産地消推進計画」策定関係機関行政職員	24
○ 「佐渡市地産地消推進計画」の策定経過	25

※ 表紙の「氣」は、米を炊く時の湯気が立ち込めて出ていく場面を設定しており、身体・精神に生命や活力を与える根源的物質という意味であります。

## 1 趣旨

佐渡は、沖合で対馬暖流と寒流がぶつかり合うことから、多様な水産物に恵まれ、植生においても北限・南限の植物が混在しています。このような自然環境に育まれた山海の幸の食材は豊かで、自給自足の可能な島であるといわれてきました。

しかしながら、島内で消費されている食材のほとんどは島外から移入され、島内で生産できると思われる農林水産物についても島外産が多くを占めています。

佐渡市では、生産者と消費者を結びつけ、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消運動に取り組むため、このたび「佐渡市地産地消推進条例」を制定しました。

佐渡の産業の活性化を図るためにには、生産面だけでなく、「どう売るか」という販売力の強化が重要であり、そのため、佐渡の強みであるトキと共生する生物多様性に配慮した農林水産業を最大限に活かしながら、佐渡ブランドの構築と販売拡大に取り組むことが重要です。

「外貨獲得」のため島外への販路の拡大を進めるとともに、地産地消の推進による安定した島内消費を促進する必要があります。

地産地消については、食(生産)に携わる人、産業(流通)に関わる人、支援する市民等(消費者)、一人ひとりが佐渡産農林水産物を積極的に利活用することへの理解を深めるとともに、それが佐渡の産業支援の役割を果すことになり、自らにとっても経済的恩恵を受けるという認識の共有が必要です。

あわせて、農林水産物の生産流通体制を整備し、生産・加工・流通・販売に関わるあらゆる産業を連携させ、環境と人・経済を結びつけながら地域循環を進めることにより佐渡の活性化を図ることが重要です。

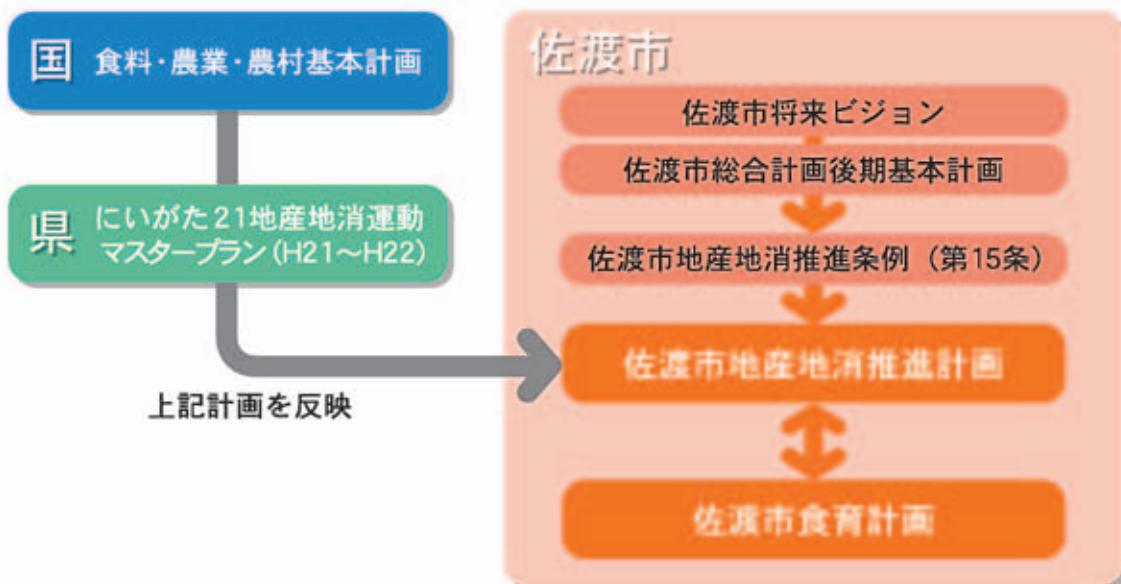
以上のことから、経済的活力を視野に入れた「自然環境と人が融合し、経済的に独立できる島の暮らしを実現させると同時に、古来の島の文化を慈しみ、トキと共生する島」の発展を目指し、条例に掲げる基本理念の具現化のために、佐渡市地産地消推進計画を策定します。



## 2 計画の位置

本計画は、環境と人・経済の共生する佐渡市を形成しながら、第一次産業を地産地消推進における基幹産業としながら他産業との関連を育み、地域経済の活性化を図るための基本となる計画として位置づけるものです。

- ① 本計画は、「佐渡市地産地消推進条例」第15条に規定する地産地消推進計画として位置づけます。
- ② 国の「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月策定）及び新潟県の「にいがた21地産地消運動」マスタークリエイティブ（平成21年3月策定）と連携を図ります。また「佐渡市将来ビジョン」「佐渡市総合計画後期基本計画」「佐渡市食育計画」との整合・調整を図ります。



## 3 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とします。なお、必要に応じて計画の見直しをします。

## 4 農林水産物の流通等の現状及び消費者意識の実態

### (1) 農林水産業の生産体制の現状

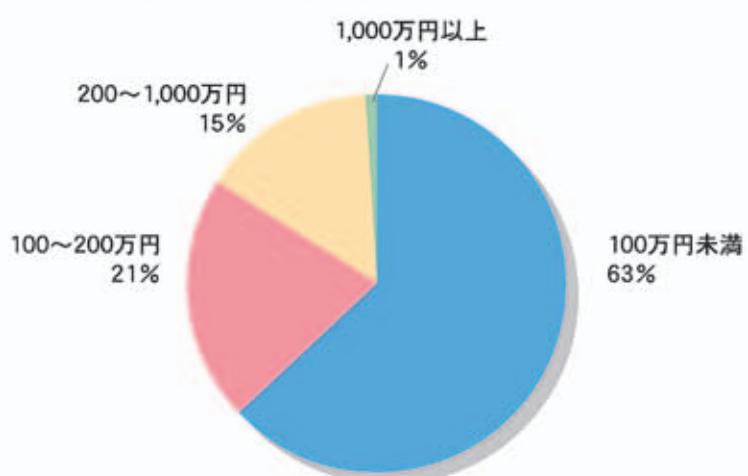
佐渡市の農業は稲作を中心に行われ、米に続く果実は、新潟県では17%と高いシェアを有し、果樹栽培は、基幹産業としての重要な位置づけとなっています。しかし、ほとんどは販売額200万円未満の小規模経営体で、基幹農業従事者の約73%が65歳以上の高齢者を中心とした生産体制となっています。

林業においては、就労者の高齢化等により山林は放置され、佐渡産材は島外産材に押され利用は非常に少ない現状です。林産物であるシイタケ生産などは、最盛期に比べ7分の1の生産量にまで落ち込んでいるのが実態です。

水産業を取り巻く環境も農林業と同様、就業者の減少や高齢化が進み、漁業生産量の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷に加え、漁協組織も活力が失われつつあります。

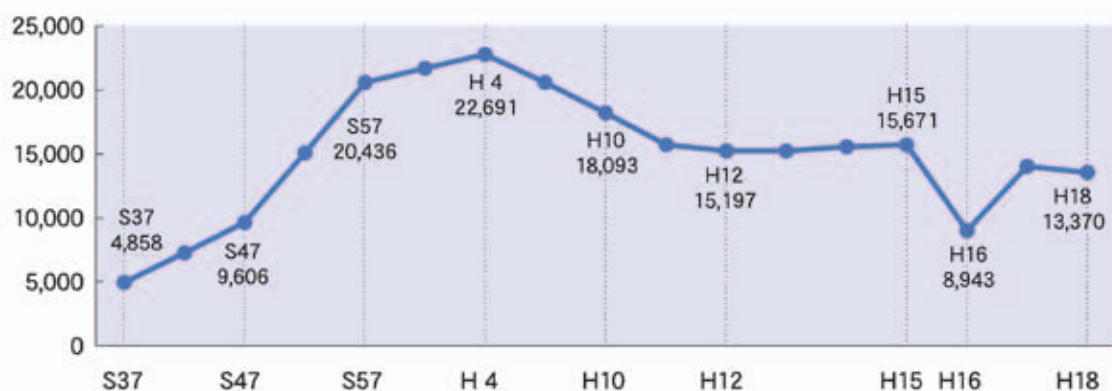


佐渡市：農産物販売金額別農家割合（販売農家）



【H17農林センサス】

農業産出額の推移



出典：新潟農林水産統計年報

※農業産出額は、平成19年から市町村別数値が公表されていない。

【単位：百万】

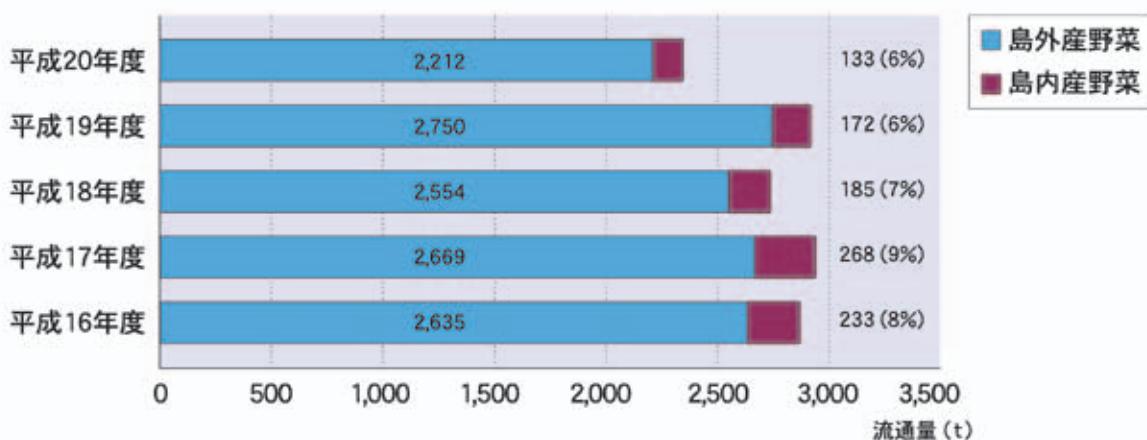
## (2) 農林水産物の流通の現状

島内景気動向の下支えのためには、島内消費の促進が不可欠です。島内で生産又は水揚げされた農林水産物が島内において十分に消費されないまま、島外から多くの農林水産物が移入されています。これは島内における農林水産物の需給調整や生産・流通・消費のしくみが充分に構築されていないことがひとつの要因であると考えられま

す。佐渡中央青果株の取扱量をみても、野菜における島内産の割合は長年10%以下の低水準で推移し、市内学校給食の島内産野菜使用量は16%程度と極めて低く、関係者の意識改革を促すとともに体制整備が求められます。



佐渡青果市場野菜流通量表



【移入動向等は新印佐渡中央青果株式会社提供】

H20学校給食佐渡産使用率

(単位 kg)

区分	品目	年間	外国産	県外産	県内産	佐渡産	佐渡産 使用率
野 菜	だいこん	9542.26	53.9	5949	1426.8	2112.6	22.1%
	じゃがいも	22232.5	26	17905	15.35	4286.1	19.3%
	ねぎ	5717.91	0	1202.5	446.25	4069.2	71.2%
	きやべつ	19984.4	16.2	14161	2302.8	3504.7	17.5%
	たまねぎ	19126	0	13566	16.76	5542.9	29.0%
	きゅうり	4536.69	0.4	1906.9	1367.2	1262.2	27.8%
	はくさい	4495.28	0	3771.6	139	584.65	13.0%
	青菜類	12110.6	44.3	8975.6	2085.3	1005.4	8.3%
	その他野菜	52458.5	3082	41443	5315.9	2617.7	5.0%
果 物	小計	150204	3223	108881	13115	24985	16.6%
	りんご	3638.79	0	1821.1	0	1817.7	50.0%
	梨	1292.85	0	81.8	577.94	633.11	49.0%
	キウイフルーツ	715.28	193	304.13	0	218.6	30.6%
	柿	393.15	0	0	0	393.15	100.0%
	その他の果物	23382.8	6701	14972	1131.9	577.85	2.5%
水 産 物	小計	29422.9	6894	17179	1709.8	3640.5	12.4%
	魚介類	19441	8110	9194.8	420.08	1716.6	8.8%
	藻類	3354.06	294	2857.5	0	202.17	6.0%
	小計	22795	8404	12052	420.08	1918.8	8.4%

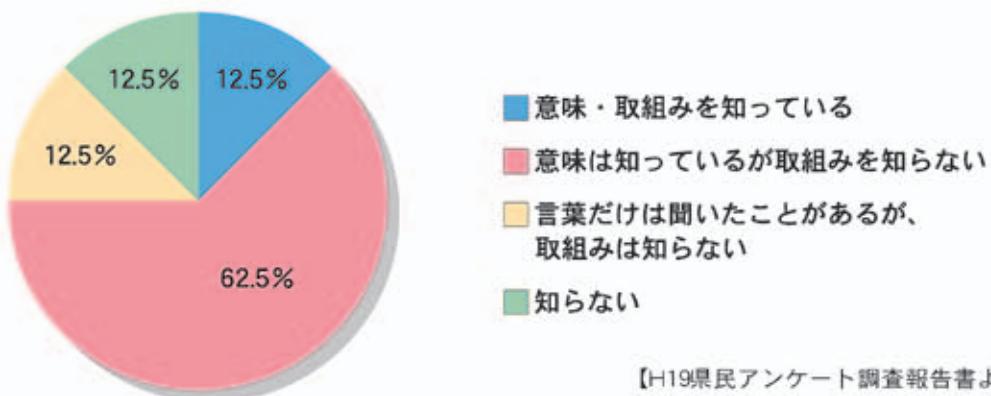
【佐渡市学校教育課提供】

### (3) 消費者意識の現状

農林水産物を輸入に依存している日本では、残留農薬や食品の偽装表示などの問題を通じて食の安全・信頼性への関心が高まっていますが、消費者は、国産品の安全性は理解しているものの、情報不足もあり、実際に自信をもって食品の選択をしているかどうかは疑問です。地産地消推進にあたり、「地産地消」について市民の認知度を調べた結果、「意味や取り組みを知っている」が12.5%で、「知らない」が12.5%という結果でした。今後、地産地消推進条例を推進する上において、市民の意識啓発運動が重要課題と考えます。



佐渡市における地産地消の認知度



## 5 佐渡市の目指すべき方向

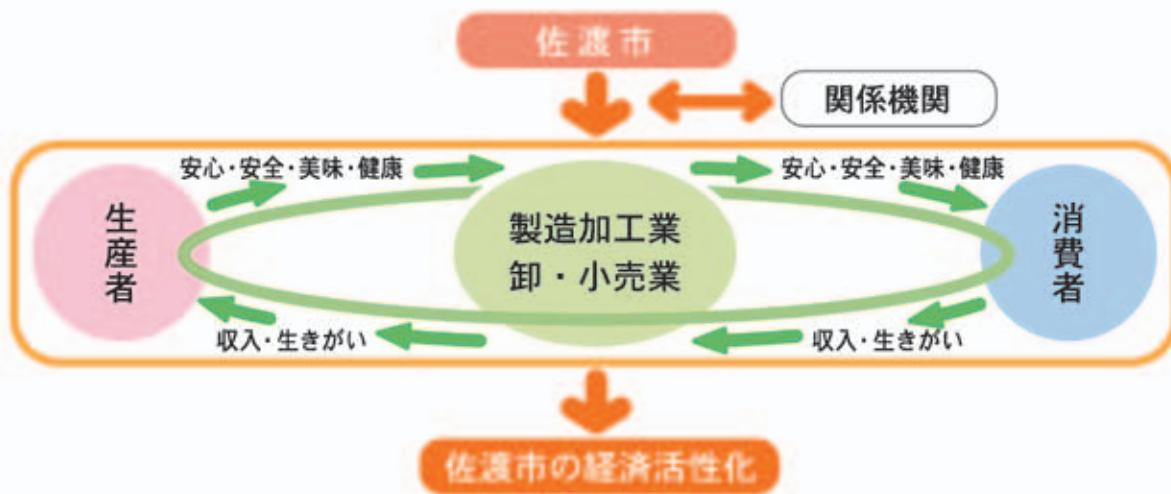
「地産地消」とは、地域で生産されたものを地域で消費することや、生産者と消費者を結びつける取組みです。そのため生産者は消費者ニーズに対応した農林水産物の計画出荷を行い、消費者は佐渡の農林水産物への理解を深め、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消運動を積極的に展開し、市民一人ひとりが地産地消に自発的に取り組めるような意識の改革を図ることが、佐渡市の目指す方向です。

- (1) 生産者が消費者ニーズに対応した農林水産物の計画出荷を行います。
  - ① 農林水産業及び農林水産物の情報を共有化し、信頼関係を構築します。
  - ② 農林水産業に生きがい、喜びをもって取り組みます。
  - ③ 市民や佐渡を訪れる人々に農林水産物を提供できる環境を整備します。
- (2) 消費者である市民は、佐渡で生産した農林水産物を意識的に率先して利用します。
  - ① 「食」の安全性を確保しながら、自然環境を保全し、地域経済を活性化させ、市民の健康を維持します。
  - ② 佐渡の特性にあわせた食育の推進を図ります。
  - ③ 市民の間での自発的な取組みを促進します。
- (3) 生産者、消費者、事業者等及び市が連携し地域産業振興を目指します。
  - ① 佐渡の地域資源を活用して農林水産業の振興及び農漁村の活性化を図ります。
  - ② 地域循環図が示すように市、生産者、消費者及び事業者が連携し、互いの立場を理解し、協力します。



水田の「生きもの生息用水路」

【地域循環図】



以上、(1)～(3)を具現化するための方策として基本方針を定め、市民及び関係者に周知徹底し、啓発運動を行うとともに、数値目標を掲げ、地産地消を推進します。

## 《基本方針》

- (1) 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興
- (2) 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進
- (3) 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進
- (4) 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進
- (5) 6次産業による地場産業の推進（農商工連携）
- (6) 食育の推進と伝統料理の継承

## 《佐渡市が目指す目標》

目 標	平成20年度	平成26年度
市場での佐渡産野菜流通率	6%	12%
学校給食での佐渡産野菜使用率	16.6%	20%
学校給食での佐渡産水産物使用率	8.4%	13%
市民の地産地消の意味や取組みの理解度	12.5%	75%

## 6 地産地消の実現と発展的農林水産振興

### (1) 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興

#### ① 生産者の体制整備と安定供給の推進

島内の農林水産物を市民に安定的に供給するため、島内消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興を図ります。

ア 生産者の確保と生産体制を整備します。

イ 生産を拡大し島内流通農林水産物の安定供給を図ります。

#### ② 安全・安心で新鮮な農作物栽培の促進(生物多様性を背景にした農業振興)

生物多様性を背景とした農業振興を図るため、環境の保全と食の安全に対する信頼を確保し、安全な農産物の生産方法や安全性を確認できる取組みを進めます。

ア 生産履歴の整備

イ 農産物の安全確保や環境への配慮（G A P）

ウ 土壌診断や残留農薬検査などの普及促進



### (2) 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進

#### ① イベント・まつりなどを通じた交流の促進

新たなイベントや従来からある行事の活用により交流を図り、生産者と消費者が結びつき、相互理解のもとに、地場産農林水産物の利用向上を目指しながら流通促進を図ります。

ア 佐渡産農林水産物の販売拡大、P R 等

#### ② 学習会等を通じた地産地消の理解

地産地消の意味や必要性を理解してもらうための研修会や講演会を開催します。

ア 研修会・講演会の開催



#### ③ 佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供

佐渡産農林水産物の生育や生産情報等を、消費者に提供できるように体制づくりを行います。

ア 佐渡産農林水産物の情報提供

イ 旬のメニューの普及推進

#### ④ 地産地消の取組み等の情報提供

すべての市民が地産地消の運動に取り組めるように、情報提供を図ります。

- ア 生産者情報の提供
- イ 加工品・特產品情報の提供
- ウ 広報誌に地産地消のページを作る

⑤ 地産地消推進のための啓発活動

地産地消運動が広く市民に理解されるよう、市民意識の醸成を図るため、地産地消推進運動に協力してくれる飲食店や小売業者等を募集し、ともに活動します。

- ア 「地産地消の日」の制定
- イ 地産地消推奨店の推進
- ウ 地産地消の認知度の向上

(3) 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進

① 店舗での佐渡産農林水産物の提供強化

スーパーや小売店等における「佐渡産コーナー」の設置や拡充の推進を図ります。

- ア 販売量の拡大
- イ 新規販売先の設置



② 直売所での佐渡産農林水産物の提供強化

直売所やアンテナショップの開設や拡充の推進を図ります。

- ア 直売所の販売スペースの拡大
- イ 直売所の開設

③ ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物の利用

ホテル・飲食店等において佐渡産食材の利用拡大の推進を図ります。

- ア 伝統料理などの提供
- イ 佐渡産米粉利活用の促進
- ウ 佐渡産コーナーの設置



(4) 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進

① 佐渡産農林水産物の受け入れ体制整備

公共施設等への農林水産物の供給を促進するために、必要な支援を行います。

- ア 受入れ体制の整備

② 佐渡産農林水産物の安定供給の推進

施設等への佐渡産物の安定した供給を図るために、消費者と生産者の連携をとりながら、安定した農林水産物の生産が出来るような体系を整備します。

- ア 情報交換会の開催

- イ 野菜の供給強化
- ウ 佐渡産米の供給
- エ 佐渡産米粉の供給
- オ 水産加工品の供給
- カ 林産物の供給

#### (5) 6次産業による地場産業の推進（農商工連携）

##### ① 佐渡産農林水産物を活用した加工品（特産品）の開発・利用促進

農商工連携等の支援体制を整備し、佐渡産農林水産物の加工品等を開発し、佐渡特産の料理やお土産として活用、販売します。また、農商工連携による行政等の支援体制を整えます。

##### ア 各機関での開発・実践



##### ② 農商工連携支援体制の整備

農林水産物の活用促進のため、佐渡市内では県・市・JA・商工会等で農商工連携会議を設置し農商工連携支援体制を整備します。

##### ア 農商工連携連絡調整会議開催

##### ③ 加工品の開発に向けた啓発イベントの実施・推進

加工品の商品開発を目的に、佐渡産農林水産物を使用した特産品のコンテスト等を行うことにより新商品の開発に繋げます。また地域イベントと共にしながら、商品PRや販売促進を図ります。

##### ア 啓発イベントの開催

##### イ 販売イベントの開催



#### (6) 食育の推進と伝統料理の継承

##### ① 佐渡產品を使った伝統料理の継承

佐渡産農林水産物の良さを知り、佐渡の伝統料理を学習することにより郷土愛を育みます。

##### ア 料理教室

##### イ 伝統料理教室

##### ウ 伝統料理レシピの提示



##### ② 「食」と「農」への理解のための農業体験の推進

農業体験を通じて、生産者及び農産物を理解し食の重要性を学びます。

##### ア 農業と食に関する体験学習

## 7 地産地消推進のための施策体系 基本方針

### 重点目標

佐渡市の地産地消の推進

1 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興

- 【1】生産者の体制整備と安定供給の推進
- 【2】安全安心で新鮮な農作物栽培の促進  
(生物多様性を背景とした農業振興)

2 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進

- 【1】イベント・まつりなどを通じた交流の促進
- 【2】学習会等を通じた地産地消の理解
- 【3】佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供
- 【4】地産地消の取組み等の情報提供
- 【5】地産地消推進のための啓発活動

3 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進

- 【1】店舗での佐渡産農林水産物の提供強化
- 【2】直売所での佐渡産農林水産物の提供強化
- 【3】ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物の利用

4 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進

- 【1】佐渡産農林水産物の受入れ体制整備
- 【2】佐渡産農林水産物の安定供給の推進

5 6次産業による地場産業の推進<農商工連携>

- 【1】佐渡産農林水産物を活用した加工品（特産品）の開発・利用促進
- 【2】農商工連携支援体制の整備
- 【3】加工品の開発に向けた啓発イベントの実施・推進

6 食育の推進と伝統料理の継承

- 【1】佐渡産品を使った伝統料理の継承
- 【2】「食」と「農」への理解のための農業体験の推進

## 8 具体的取組み一覧表

すでに実行している内容のものに加え、今後単年度ごとに検証しながら優先順位を定め推進します。

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標
1 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興	(1) 生産者の体制整備と安定供給の推進	生産を拡大し島内流通農林水産物の安定供給を図る	JA・市・県	新規就農者支援	生産グループの整理統合及び強化 H21→39団体 H26→42団体
				生産者グループ組織の育成	
				各部会・営農指導強化	
			県・市	栽培設備等の補助	
			市・生産者・消費者 市・JA・JF(漁協)・森林組合 JA・生産者 生産者 JA・県 JA・市 生産者 生産者 市・JA・生産者	定期的に情報交換し消費者ニーズを確認する	
				量販店等での販売状況調査	
				生産計画を立て生産者へ栽培の推進を図る	
				全量出荷できる規格品を生産する	
				出荷調整を行う	
				流通及び商品のマッチングを構築する	
				水田転作野菜の利用	
				出荷時期の調整・時差生産	
				耕作放棄地を利用した野菜づくり	
(2) 安全安心で新鮮な農作物栽培の促進（生物多様性を背景とした農業振興）	生産履歴の整備	農産物の安全確保や環境への配慮(GAP)	市・県・JA	野菜・果樹の生産履歴の開示	GAP対応産地数 H21→10地区 H26→15地区
				適正な生産工程と栽培管理の実践を記録	
				品目を増やす	
	土壤診断や残留農薬検査などの普及促進	県・市・JA・生産者		残留農薬等の検査をする	

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標
2 生産者と消費者を結ぶ 交流並びに 啓発促進	(1)イベント、まつりなどを通じた交流の促進	佐渡産農林水産物の販売拡大、PR等	佐渡ふれあいアッセグループ	佐渡ふれあいアッセまつり	各イベント 年1回開催
			JA羽茂	うみやーもん祭り	
			商工会	夕映え市・両津デフリマ	
			JF(漁協)	さかなまつり	
			佐渡まるごとネットワーク	まるごとふれあい市	
			市	地産地消フェスタ	
			県・市・商工会・JA・JF(漁協)・森林組合	食材提案会	
	(2)学習会等を通じた地産地消の理解	研修会・講演会の開催	県・市・商工会・JA・JF(漁協)・森林組合	市民を対象に地産地消理解のための講演会等を開催する	年1回開催
			JA・消費者協会・婦人会等	会員の合同研修会 JA婦人部による料理研修会	
			市	食品の安心安全のための研修会	
	(3)佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供	佐渡産農林水産物の情報提供	生産者・JA・市・JF(漁協)	ホームページ等で情報発信	ホームページのセッション数 1日100回以上
		旬のメニューの普及推進	生産者・JA・市・JF(漁協)	ホームページ等で情報発信	
	(4)地産地消の取組み等の情報提供	生産者情報の提供	JA・市	ホームページ等で情報発信	
			市	CNSでの料理教室	
		加工品・特產品情報の提供	市・商工会・JA・JF(漁協)・森林組合	ホームページ等で情報発信	
		広報誌に地産地消のページを設ける	市・JA	地産地消の取組みを掲載する	
	(5)地産地消推進のための啓発活動	「地産地消の日」の制定	市内協力店・JA・JF(漁協)・森林組合・商工会	生産者・事業者及び市が連携を図り地産地消の啓発をする	地産地消推奨店 H26→50店舗
		地産地消推奨店の推進		生産者・事業者及び市が連携を図り地産地消の啓発をする	
		地産地消の認知度の向上	県・市	アンケート等の実施	

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標
3 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進	(1)店舗での佐渡産農林水産物の提供強化	販売量の拡大	スーパー等	佐渡産農産物の販売スペースの拡大	佐渡産農産物販売額 H21→91百万円 H26→100百万円
		新規販売先の設置	スーパー等	佐渡産農産物の販売スペースの確保	新規店舗 4店舗
	(2)直売所での佐渡産農林水産物の提供強化	直売所の販売スペースの拡大	生産者	直売所の販売拡大	現状 32店舗 新規 10店舗
		直売所の開設	JA	直売所の開設	1ヶ所
	(3)ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物の利用	伝統料理などの提供	ホテル・飲食店・商工会・観光協会	佐渡産食材を使った伝統料理を提供する	地産地消推奨店 H26→50店舗
		佐渡産米粉利活用の促進	ホテル・飲食店・商工会・観光協会	佐渡産米粉を使った料理の提供	
		佐渡産コーナーの設置	ホテル・飲食店	佐渡産品のコーナーを新設・拡大する	
4 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進	(1)佐渡産農林水産物の受入れ体制整備	受入れ体制の整備	市	栄養士・調理師の研修	学校給食での佐渡産野菜使用率 H20→16.6% H26→20% 佐渡産水産物使用率 H20→8.4% H26→13%
			市・JA・市場・JF(漁協)・森林組合	食材の流通体制確立	
			市	食材の前処理の効率化	
	(2)佐渡産農林水産物の安定供給の推進	情報交換会の開催	県・市	計画栽培に取り組む生産グループの立上げ	
		野菜の供給強化	県・市・JA・市場	生産グループによる供給	
		佐渡産米の供給	市・JA・コーピング佐渡	学校・保育所給食への供給	
		佐渡産米粉の供給	コーピング佐渡	米粉製粉利用拡大	
		水産加工品の供給	JF(漁協)	佐渡産水産物の加工品をつくる	
		林産物の供給	森林組合	林産物の利用拡大	

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標
5 6次産業による地場産業の推進 (農商工連携)	(1)佐渡産農林水産物を活用した加工品(特産品)の開発・利用促進	各機関での開発・実践	JA・商工会議所・JF(漁協)・森林組合・建設業等	農林水産加工品の開発	農林水産物の商品開発数 年 1商品
			生産者・JA	規格外野菜の加工	
			市・生産者・観光協会	名物メニューの開発	
			新潟大学・東京農業大学等	大学との連携	
			JA・商工会	小売業者と連携した商品開発	
	(2)農商工連携支援体制の整備	農商工連携連絡調整会議開催	県・市・商工会・JA・JF(漁協)・森林組合	関係機関が情報を共有し商品開発・販売等の支援を検討する	組織立上げ
6 食育の推進と伝統料理の継承	(1)佐渡産品を使った伝統料理の継承	料理教室	公民館・学校・保育園等	佐渡の食材を使った料理教室	フェスティバル開催数 年 1回
			伝統料理教室	推進員が市民に伝統料理を講習する	
			伝統料理レシピの提示	伝統料理レシピをホームページ等で紹介する	
	(2)「食」と「農」への理解のための農業体験の推進	農業と食に関する体験学習	生産者・JA・市・県・JF(漁協)・森林組合	農業体験をすることによって生産者を理解する	伝統料理教室の開催 H21→2回 H26→10回
			小中学校・保育園	農業体験の後、収穫したものを作り出す	
			生産者・小中学校	学校と給食に提供している野菜農家と交流する	
			消費者協会	環境にやさしい野菜作りの推進	

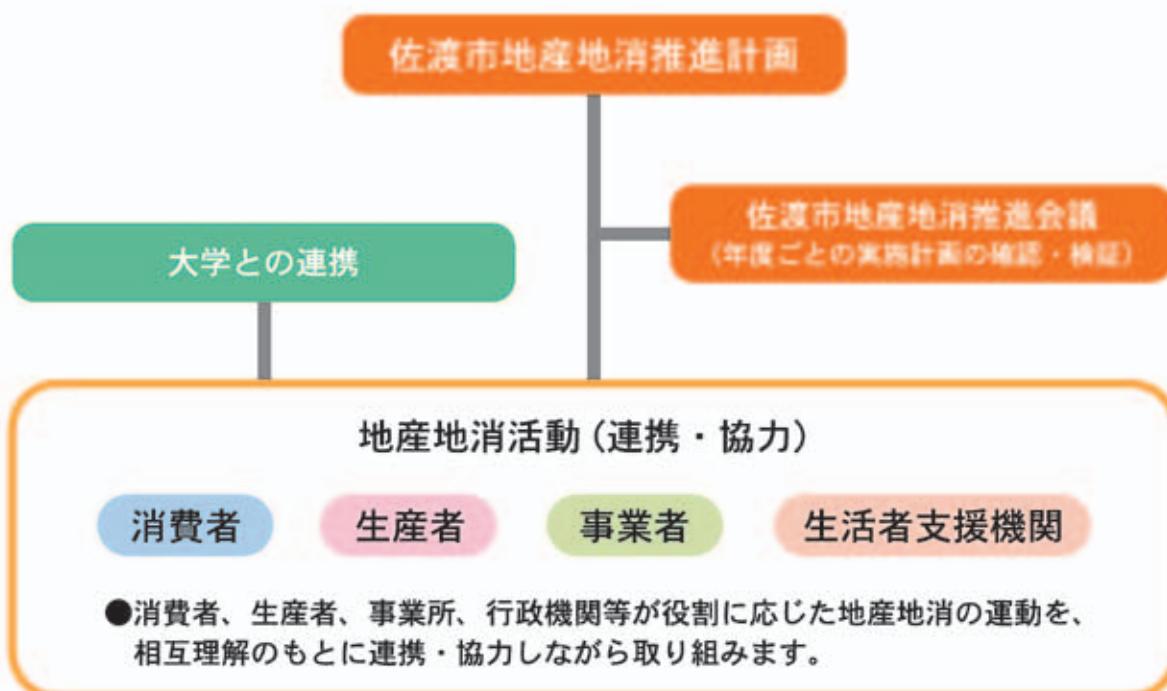
## 9 計画の推進にあたって

### (1) 推進体制

消費者(一般消費者、消費者団体等)、生産者(生産者、農協、漁協、森林組合・団体等)、事業者(生産者、加工業者、卸・小売業者、観光業者、飲食店など)、行政機関等(県、市、商工会など)が、それぞれの役割に応じて連携・協働しながら地産地消を推進します。

具体的には、民間委員と行政機関からなる佐渡市地産地消推進会議が計画に基づいた地産地消の施策の検証を定期的に行います。

推進にあたっては、消費者、生産者、事業者、生産者支援機関等の関係する機関と連携を図りながら地産地消活動に取り組んでいきます。



### (2) 計画推進のための行動指針

佐渡市において、地産地消を推進するために、消費者、生産者、事業者、生産者支援機関等がそれぞれ担う役割を次のとおり定めます。

#### ○ 消費者

- ・ 消費者は、農林水産物に関する情報や生産者との交流等から生産者を理解し、佐渡産農林水産物の積極的な利用を図ります。
- ・ 家庭及び地域において食育を推進し、健全な食生活の維持向上に努めます。
- ・ 食と地域農林水産業を理解するため、生産者との交流事業等に積極的に参加します。

### ○ 生産者

- ・ 生産者は、安全・安心で付加価値の高い農林水産物の生産や地産地消推進に協力・参加しながら、消費者との交流を通じて相互理解を図ります。
- ・ 消費者ニーズの把握と生産に取り組みます。
- ・ 生産履歴の記帳、G A P導入等の取組み、安全・安心な農林水産物の提供に努めます。
- ・ 産業祭等(イベント)の参加活動を通じて、消費者との交流促進を図ります。
- ・ 実需者や各関係機関等と連携し、地域ブランドや特産品づくりを推進します。

### ○ 事業者

- ・ 佐渡産農林水産物の積極的な活用と生産者、加工業者、農協、漁協、森林組合、各関係機関と連携し、地域ブランドや特産品づくりに努めます。
- ・ 実需者が捉えた消費者ニーズを生産者と共有し、生産品の品質向上につなげます。
- ・ 直売所、スーパー等は、佐渡産農林水産物の購入促進のため、消費者と生産者の顔の見える関係の構築に協力し、佐渡産農林水産物の消費拡大を進めます。

### ○ 生産者支援機関

- ・ 生産者、消費者、事業者等が行う地産地消に関する取組みを支援するとともに、密接に連携しながら、市全域に地産地消運動が自発的に広がっていくように努めます。
- ・ 公共施設等における佐渡産農林水産物の納入方法等のしくみや、積極的な利用を図ります。
- ・ 佐渡産農林水産物の購入促進のための啓発活動や、販路の確保・拡大とともに安定供給のための支援を進めます。
- ・ 市全域に地産地消運動が広がっていくよう、普及啓発運動に努めます。

## 地産地消推進会議決議文

「佐渡市地産地消推進条例」の制定は、佐渡の“農林水産物”が佐渡の人々に積極的に利用されなかったこれまでの状況に大きな一石を投じる画期的な条例です。

特に佐渡市に移入される農林水産物の数量が莫大な数値でありながら、生産にたずさわる関係者や消費者の間で具体的な方策が講じられないまま、あまり問題視されることもなく今日に至っています。総じて市民全体の問題と捉え、反省に立ちたいと思います。

この条例を生かすのは私達市民にあると思います。守るべき制度としてしっかりと捉え、地産地消推進条例が制定された理念を理解し、自らの生活向上と島の活性化のため、役割を担っていただきたく念願いたします。

島の環境を守りながら、島の農林水産業の発展が島の産業を興す原動力になることは疑う余地はありません。そして、今を生きる私たちが島の自然と安全・安心な食料を、未来の子供たちへの預かりものと考え、引き継ぐことの使命を自覚し、先人の意思として「環境、農業、林業、水産業、加工業、サービス業に活力が生まれる島」という根本理念を継承することが重要と考えます。

「佐渡市地産地消推進条例」を掲げ、島に元気を取り戻す一助といたします。

佐渡市地産地消推進会議

# ○佐渡市地産地消推進条例

平成21年10月1日  
条例第58号

## (目的)

第1条 この条例は、地産地消を推進するに当たり、その基本理念を定め、市、生産者、消費者及び事業者の役割を明らかにするとともに、地産地消運動の推進、安全で安心な農林水産物等の供給、食育の推進等の施策に関する基本的事項を定めることにより、健康的で豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物等 農林水産物及びこれらを加工した食品等をいう。
- (2) 地産地消 市内で生産又は水揚げされた農林水産物等を市内で消費することをいう。
- (3) 食育 食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育て、生きる力を育むことをいう。

## (基本理念)

第3条 市は、次に掲げるものを基本理念とし、地産地消を推進する。

- (1) 市、生産者、消費者及び事業者が連携し、佐渡の農林水産業及び農林水産物等の情報を共有化することにより信頼関係を構築し、互いの立場を理解し、及び協力すること。
- (2) 環境と人・経済の共生する佐渡を形成していく上で欠くことのできない食の安全性を確保し、自然環境を保全し、地域経済を活性化させ、及び人の健康が維持されるようにすること。
- (3) 佐渡の産業全体が発展し、市民や佐渡に訪れる人々に農林水産物等を十分提供できる環境を整備すること。
- (4) 佐渡市食育計画に沿って佐渡の特性に合わせた食育の推進を図ること。
- (5) 生産者及びその後継者が誇り、生きがい、喜び等をもって農林水産業に取り組めるようにするため、佐渡の農林水産業の持つ地域資源を活用して、農林水産業の振興及び農漁村の活性化を図ること。
- (6) 地産地消の推進に関して、市民の意見及び評価を取り入れながら市が施策として取り組むほか、市民の間での自発的な取組を促進すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、生産者、消費者及び事業者と連携して、地産地消の推進に関する施策を実施するものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、農林水産物等の安全性に関する法令等を遵守し、生産する農林水産物等が市民の健康を支えていること及び農林水産物等の安全性について責任を有することを自覚し、農林水産物等の安全性の確保に取り組むものとする。

2 生産者は、事業者と連携し、農林水産物等に対する消費者の需要を把握し、需要に応じた農林水産物等の生産に計画的に取り組むとともに、生産する農林水産物等の品質等に関する情報を消費者に提供するよう努めるものとする。

3 生産者は、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力するものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、農林水産物等の安全性を確保するための生産者の取組を理解するとともに、市内で生産された農林水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。

2 消費者は、家庭及び地域において食育を推進することにより、食の重要性を理解し、健全な食生活の維持向上に努めるものとする。

3 消費者は、啓発活動及び生産者との交流事業に積極的に参加する等、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、安全で安心な食を供給し、その情報発信に努め、生産者及び消費者と連携して地産地消の推進に取り組むとともに、市が実施する地産地消の推進に関する施策に協力するものとする。

(地産地消の推進に関する啓発活動等)

第8条 市長は、地産地消の推進に対する市民の関心及び理解を深めるとともに、地産地消の推進に関する多様な活動を行う市民の意欲を増進するための啓発活動、市内の農林水産物等に関する情報の提供その他必要な施策を実施するものとする。

(生産者、消費者及び事業者の情報の共有等)

第9条 市長は、生産者、消費者及び事業者が地産地消に関する情報の共有及び相互理解を深めるために必要な施策を実施するものとする。

(市の施設における市内の農林水産物等の優先使用)

第10条 市長は、学校、幼稚園、保育園その他の市の施設において、給食その他の

食の提供を行うときは、市内の農林水産物等を優先的に使用するよう努めるものとする。この場合において、市内の農林水産物等が使用できないときは、県内産の農林水産物等を使用するよう努めるものとする。

- 2 市長は、市の施設において、市内の農林水産物等を優先的に使用していくようするための仕組みづくりその他必要な施策を実施するものとする。

(安全で安心な農林水産物等の供給)

第 11 条 市長は、安全で安心な市内の農林水産物等が市内に供給されるよう、農業の持つ自然循環機能を生かした土づくりを基本に、化学肥料及び化学農薬の使用の低減等による環境及び生産性の調和に配慮した農業の促進その他必要な施策を実施するものとする。

(多様な需要に即した農林水産物等の供給等)

第 12 条 市長は、消費者の多様な需要に即して、市内の農林水産物等が安定的に市内に供給されるような生産、流通及び販売に関する仕組みづくりの促進その他必要な施策を実施するものとする。

(生産履歴の記録等)

第 13 条 生産者は、生産した農林水産物等の安全性及び品質について適切に説明ができるようにするために、生産履歴の記録及び保存に努めるものとする。

(食育の推進)

第 14 条 市長は、市民一人ひとりが食の重要性を理解できるように努めるものとし、家庭、学校及び地域における食育を推進する。

(地産地消推進計画の策定)

第 15 条 市長は、地産地消に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために佐渡市地産地消推進計画を策定するものとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○佐渡市地産地消推進会議設置要綱

平成21年10月7日

告示第177号

### (設置)

第1条 この告示は、地産地消推進計画の策定及びその実施について、円滑に推進するため、佐渡市地産地消推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地産地消推進計画の策定に関すること。
- (2) 地産地消推進計画の実施状況の検討に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 推進会議は、専門的事項を審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選する。
- 4 専門部会の運営については、推進会議が定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、農業振興課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年10月7日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に任命される委員の任期については、平成23年3月31日までとする。

佐渡市地産地消推進会議（委員名簿）

機関・事業所・団体・組織等	職名	氏名	備考
中小企業診断士	会長	後藤 一男	市民(消費者)代表
J A 佐渡婦人部(部長)	副会長	甲斐 逸枝	市民(生産者)代表
農業者代表	委員	向田 利一	市民(生産者)代表
漁業者代表	委員	寺尾 和弥	市民(生産者)代表
認定農業者(会長)	委員	菊池 栄一	市民(生産者)代表
農村地域生活アドバイザー	委員	若林 ちづる	市民(生産者)代表
佐渡生産販売組合(組合長)	委員	三浦 昭二	市民(生産者)代表
佐渡漁業協同組合(専務理事)	委員	市橋 鎮男	市民(流通者)代表
J A 佐渡(園芸販売課長)	委員	中川 治	市民(流通者)代表
J A 羽茂(営農課長)	委員	民部 猛	市民(流通者)代表
両津東部森林組合(参事)	委員	親松 清	市民(流通者)代表
佐渡中央青果(株)(代表取締役副社長)	委員	佐藤 賢一	市民(流通者)代表
佐渡連合商工会(主任経営指導員)	委員	本間 康弘	市民(流通者)代表
(株)JAエーコープ佐渡(代表取締役社長)	委員	本間 毅彦	市民(流通者)代表
美佐渡会(会長)	委員	渡辺 てるみ	市民(消費者)代表
消費者協会(会長)	委員	橋本 美子	市民(消費者)代表
佐渡市連合婦人会(会長)	委員	志和 清美	市民(消費者)代表
佐渡青年会議所(理事長)	委員	柴田 剛宜	市民(消費者)代表
市民代表	委員	小谷 裕子	市民(消費者)代表
計 19 名			

「佐渡市地産地消推進計画」策定関係機関行政職員

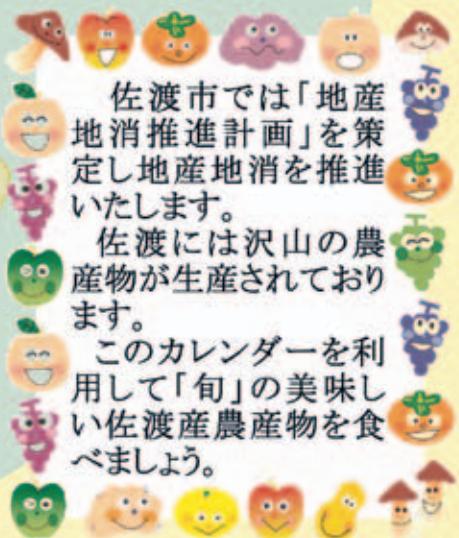
行政機関	係・職等	氏名	備考
佐渡地域振興局	生産振興課長	大矢 俊行	
佐渡地域振興局	主任普及指導員	赤澤 光	佐渡農業普及指導センター
佐渡市農業振興課	農業企画係長	熊谷 英敏	
佐渡市農林水産課	水産振興係長	池 雅彦	
佐渡市商工課	商工振興係長	石塚 義秀	
佐渡市観光課	観光政策主幹	菊地 勝彦	
佐渡市農林水産課	林業振興係長	後藤 康吉	
佐渡市健康推進課	保健企画係主任保健師	伊藤 雅子	
佐渡市学校教育課	学校教育係主任栄養士	山岸 芳恵	
農業振興課	地産地消政策主幹	青柳 敏政	
農業振興課	地産地消推進係長	市橋 秀紀	
計 11 名			

## 「佐渡市地産地消推進計画」の策定経過

年 月 日	主な内容
平成 21 年 10 月 28 日	第 1 回地産地消推進会議 ・地産地消の現状と課題等について(KJ法)
平成 21 年 12 月 24 日	第 2 回地産地消推進会議 ・現状と課題における対策事業等について(KJ法)
平成 22 年 1 月 26 日	第 3 回地産地消推進会議 ・具体的取組み等について(KJ法)
平成 22 年 3 月 30 日	第 4 回地産地消推進会議 ・地産地消推進計画内容等について

# 佐渡地場産農作物カレンダー

地産地消で佐渡を元氣にしよう！



佐渡市では「地産地消推進計画」を策定し地産地消を推進いたします。

佐渡には沢山の農産物が生産されております。

このカレンダーを利用して「旬」の美味しい佐渡産農産物を食べましょう。

(平成22年3月現在)

収穫時期 多 少

品目名	出荷量(t)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
米	24,257												
大豆	73.2												
ジャガイモ	4												
タマネギ	9.8												
トマト	11.7												
きゅうり	12.6												
なす	3.5												
カボチャ	5.3												
キャベツ	10.1												
白菜	3.1												
やわ肌ねぎ	32.6												
オータムホエム	0.8												
ほうれん草	2.7												

※貼ってご利用ください。

品目名	出荷量(t)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
 大根	5.3												
 ブロッコリー	1.4												
 アスパラガス	3.3												
 ニラ	1.3												
 ゴーヤ	15.3												
 生しいたけ	6.9												
 乾しいたけ	25.6												
 たけのこ	3.1												
 スイカ	13.4												
 いちご	16.6												
 メロン	4.4												
 おけさ柿	6.676												
 干柿	34.2												
 あんぽ柿	92.6												
 さくらんぼ	1.5												
 ルレクチエ	132.4												
 リンゴ	30.2												
 梨	4.1												
 いちじく	13.8												
 キウイフルーツ	15.8												
 桃・ネクタリン	3.2												
 すもも大石早生	6.9												
 すももソルダム	3												
 梅	8.2												
 わらび	15.1												
 ふきのとう	1.8												
フキ	6.5												
お茶	1.8												
切り花 菊等	19.5												